

2026年4月30日発行

「2026年版 訪問看護関連報酬・請求ガイド（初版・第1刷）」の追補

標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが下記のとおり追加・修正させていただきますので、ご確認の上、ご活用のほどよろしく願いいたします。

P. 29

9) 特別管理加算の「算定要件」の以下記載について、削除をお願い致します。

在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態は、末期ではないが注射による化学療法等を受けている状態。

→削除

P42 3) 訪問看護基本療養費（Ⅱ）の「訪問看護基本療養費（Ⅰ）、訪問看護基本療養費（Ⅱ）に関する留意点」の以下記載について、削除をお願い致します。

誤:利用者 1 人に対して、訪問看護基本療養費(Ⅰ)の算定と訪問看護基本療養費(Ⅱ)、精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅲ)及び包括型訪問看護療養費の合計算定日数により「月 20 日目まで」と「月 21 日目以降」の区分に従い、算定する日を合わせて、利用者 1 人につき、週 3 日を限度とする。(別表第 7、8、特別訪問看護指示期間を除く)

→削除

P54 4) 複数名精神科訪問看護加算の「算定の要件」の以下記載について、修正をお願い致します。

誤:精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)を算定する場合は、当該加算**又は**、複数名訪問看護加算(**同時に指定訪問看護を実施する職種区分と 1 日あたりの回数の区分が同じ場合に限る**)を同日に算定する人数に応じて算定し、同日 3 人以上の場合は報酬が引き下げとなる。



正:精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)を算定する場合は、当該加算、複数名訪問看護加算、**又は、包括型訪問看護療養費**を同日に算定する人数に応じて算定し、同日 3 人以上の場合は報酬が引き下げとなる。

P126 「3. 介護保険の訪問看護費の算定構造」について、「又 介護職員等処遇改善加算」の記載（灰色2重線の囲み部分）を追加くださるようお願いいたします。

介護保険の訪問看護費の算定構造の詳細はこちら

●全体版3ページ目: https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2026/0225091300108/20260225_001.pdf

●訪問看護部分のみ抜粋: https://files.jvnf.or.jp/files/user/shuppan/seikyū_guide/R8/houmonkango_bassui_santeikozo.pdf

基本部分	注	注	注	注	注		注	注
	進修講師の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	施設名訪問加算(Ⅰ)	施設名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の書の場合

略

リ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
		(1回につき +6単位)
	(2)ハを算定する場合	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
		(1回につき +3単位)

又 介護職員等処遇改善加算	注 所定単位は、イからリまでに
(1月につき +所定単位×18/1000)	より算定した単位数の合計

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」サービスが「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。